

日本中世前期の文書様式とその機能

— 下文・奉書の成立を中心にして —

佐藤雄基

キーワード

様式論 古代文書 宣旨 下文 奉書

はじめに—学史上の中世古文書学

一八八五年に始まる全国的な史料採訪事業を契機として、日本の古文書学は成立した。^①その体系は、一九〇三年に学位論文「日本古文書様式論」^②を提出した黒板勝美氏によって確立されたが、文書の様式分類とその時代的変遷に重きを置くものであった。日本の文書様式は、古代には中国・朝鮮の影響を受けたものの、中世には日本独自の発展を遂げた。このことに注目した黒板氏は、「支那輸入の様式」である公式様（公式令に規定された公文書の様式）の変容

によって、平安期には公家様が発展するが、「鎌倉時代に入り、始めて公家様に於ける公私の様式の要素、全く混融熔鑄せられて、こゝに武家様を生じ」たと整理し、「蓋し鎌倉時代は我が国文化史上重要な位置を占め、国民の精華を發揮せるもの尤も多し。（中略）古文書の様式に於て亦た然りとす。」と論じた。^③この黒板氏の見取り図は、律令国家から平安期の王朝国家を経て鎌倉幕府へ、すなわち公家から武家の世へ、という江戸時代以来の一般的な日本史像に、中国的な古代から日本独自の中世へという脱垂論的な図式が重ねられていた。^④

武家政権成立史を基軸とした黒板氏の見方は、佐藤進一氏らによる戦後の定説的古文書学に引き継がれた。⁵これに對して、上島有氏や富田正弘氏は、中世公家政権の文書体系を説明するとともに、黒板・佐藤学説を批判・修正し、公式様↓下文様↓書札様（上島氏）⁶あるいは公式様・下文系↓書札様（富田氏）⁷という文書史の図式を提示しており、中世後期まで視野に入れて書札様文書の主流化を重視している。⁸だが、黒板氏もまた、公文書と私文書が融合して武家様が成立し、「下知状になると、公私の様式が合成して出来た。文書の根本の様式は、この後これ以上には進んでゐない。様式研究の必要はこゝに止まり、専ら書札礼の研究に移つて行くことゝなる。」と述べるように、古代の公式様に起点をおき、「所謂書札礼時代」である中世後期における書札様（の公文書化）を終点として、（中世前期を中心として）文書様式の変容過程を描いている。下文と御教書の融合による下知状の成立という黒板・佐藤進一兩氏の説は現在では批判されているが、公文書系統と書札様との「混淆」による直状の発展という図式は、富田氏らにも共通している。この点では、黒板氏の見通しは現在なお影響を及ぼしているといえよう。

如上の研究史の背景には、権利文書として「今に残された」文書、すなわち権利文書の様式の変遷を軸にした文書

史という枠組みがあつたと思われる。⁹中世後期には書札様文書が多く残されるようになるが、それは権利文書の様式として書札様が用いられるようになったからに他ならない。一方、中世前期にも書札様文書は利用されていたが、その伝来数は少なく、研究対象となりにくかつた。そのために「残された文書」と「残されなかつた文書」の双方を踏まえた文書体系は問われることがなかつた。そのことは、文書が実際にどのように利用されたのかという文書機能の実態をみえにくくしていた。

このような研究状況を大きく変えることになつたのは、一九九〇年の早川庄八氏による古代古文書学の提起である。¹⁰奈良期の正倉院文書や文書木簡に、公式令に規定されていない文書様式が多く見出されるようになったが、それらのほとんどは、本来は「権利文書として残される」ことのない実用文書であつた。中世古文書学は、公式令の規定を起点におき、古代・中世の転換をその変容として捉える（その裏返しとして古代の律令制を過度に実態視する）傾向があつた。だが、古代古文書学の成果を踏まえることで、「権利文書として残されるメインの文書」以外の古代文書の実態面から中世文書へと展開する過程を再考することが可能となつた。日本中世文書史の課題の一つは、律令国家の変容による日本中世の成立という旧来の図式と重なり合

う、公式様文書の変容から日本独自の武家文書の成立という枠組みの再検討にあるといえよう。

武家文書・武家政権発達史という枠組みとも関わるものとして、文書の様式と機能との連関を重視する見解がある。

黒板氏や相田二郎氏の様式論的研究を踏まえ、佐藤進一氏は文書機能論を確立し、現存文書の分析から鎌倉幕府訴訟制度・守護制度の発達史を復元した。¹⁵⁾ こうした佐藤氏の方法論には、過去に存在した《制度》に対応する《きちんとした様式》の文書が作成されるという前提にもとづき、過去の公権力の発給文書の様式分析によって、過去の《制度》を復元しようという権限論的発想を見出すことができる。佐藤氏の方法によって、戦前の古文書学と法制史学の成果が結びつき、武家政権の政治史を中心にして一般史の叙述が刷新された。このような研究史上の意義を踏まえつつも、かつて拙著では、「従来の法制史的な研究は、中世文書のなかに、《訴訟》への志向をもって文書を用いて動く人々の姿ではなく、訴訟《制度》の姿を読み取る傾向があったように思われる。」¹⁶⁾と指摘した。そして佐藤進一氏らの従来の機能論を「様式論的機能論」として批判的に継承し、文書を利用して権利主張する当事者の側から文書機能を捉えなおそうと試みた。

拙著では十分に論じられなかったが、¹⁷⁾研究史の早い段階

から、中世後期の研究において権限論的発想への疑問が提起されていたことに注意する必要がある。今谷明氏の著書『室町幕府解体過程の研究』¹⁸⁾は佐藤氏の方法論を室町幕府政権論に応用した側面をもつが、同著への桑山浩然氏の書評が方法論的な示唆に富んでいる。すなわち(同じ内容であっても)「文書の充所によって、公家や寺社充ては御内書、武家でも上級のものには御判御教書、身分の低いものには奉行人奉書で下命するよう命ぜられている。文書の発達史から言えば同列には置けない様式の文書が、このように使い分けられている。」¹⁹⁾であり、文書は「史料を残した寺社なり権門の活動を知る材料ではあっても、直接に幕府の支配権を示す証拠ではない。」²⁰⁾というものである。桑山氏と同様の視点から、近年南北朝期の研究では、室町幕府守護制度・軍制研究の批判的再検討が進められつつある。

文書の充所による文書様式の使い分けという、広義の《書札》に関わる視点は、中世前期の古文書学にも当てはまる場合があるのではなからうか。だが、その如何を問うには、中世前期の側における研究の蓄積は必ずしも十分ではない。鎌倉後期の「弘安書札」以後、特に中世後期における書札の研究の発展は(細分化して全体像を捉えにくいものの)著しい。²¹⁾一方、古代における書儀(中国における士大夫の書状の書式や儀礼に関する著述)受容に関する

研究も、近年深化している。²²⁾ そのほさまにある平安く鎌倉期における文書の礼的側面に関する研究は、前述のような中世前期における書札様の研究の停滞もあって、従来十分に検討されてこなかった。しかしながら、中世前期と中世後期の議論の断絶を架橋するためにも、文書様式の発達史や様式論的機能論（権力・組織の発展）にこだわらず、中世前期の文書の礼的側面、様式それ自体のもつ働きを再検討する必要がある。

以上の二つの課題を念頭におき、第一章では古代文書の実態を整理した後、中世の文書様式を代表する下文と奉書という文書様式について、それぞれ第二章と第三章で成立過程を論じ、古代文書の系譜上に位置づけることを試みる。第四章では、下文と奉書を素材にして文書様式の使い分けをめぐる問題について論ずる。下文と奉書は、公文書と私文書という枠組みの影響を受けつつ、異なる系統の文書様式として位置づけられがちであったが、その再検討も試みたい。

第一章 古代文書の実態・公式様文書と非公式様文書

公式様文書とは、律令（公式令）で規定された官文書の様式である。「公式」とは「公文の様式」（『令義解』）すなわち公文書の様式である。養老公式令は二二種類の様式を

規定するが、佐藤進一氏の整理によれば、それらはA「天皇および皇太子と臣民との文書通交の書式」、B「太政官を頂点とする律令官庁間の文書通交の書式（官人の対官庁を含む）」、C「その他（位記式・計会式・過所式）」の三種類に大別される。²³⁾

特にAとBは、内容よりは受発信者の関係性を重視した様式分類となっている。これは、中国の公文書の分類法が、下達、上申、互通という関係性を重視した分類であることを踏まえたものである（唐六典尚書省の条）。律令官司の所管・被管関係を明確化するものであり、集権的な官制の体系を表現していた。

さらに公式様の特徴をみるため、B「太政官を頂点とする律令官庁間の文書通交の書式」の典型例とされる太政官符（牒）をとりあげる。まず一般的な太政官符の書式を例示する（□や『は筆者の説明）。

太政官符……【宛先】

……事【事書…内容の要約】

右、…（内容）…者、…【上卿】宣、『奉』勅、…』

者、宜承知、……、符到奉行。

大弁位姓名 史位姓名

年月日

太政官符は、天皇の命令（勅）が太政官に伝わると、上

卿（太政官の議政官）が「宣」（『内』）を發して、弁官局（太政官の文書作成部局）に指示し、弁官局では弁官が史（書記）に「宣」を伝えて官符と宣旨書を作成させる。官符（牒）と宣旨書は弁官局から少納言局に送られ、両者の文面が対照検閲された。その上で、問題がなければ、官符（牒）は少納言の指示のもとで外記によって捺印され、弁官局に戻された。そして弁官局から外部に發給されるという仕組みになっていた。

楷書で書かれ、印が押されるほか、引用関係がきちんと明記されているように、公式様の書式は政務手続きを反映していた。A「天皇および皇太子と臣民との文書通交の書式」についても、太政官を経ることなく天皇の意思が直接発現されることや、臣下が単独で奏上することができない仕組みとなっていた（太政官を介さない天皇と臣民の意思疎通は、非日常的な天皇の非常大権として残されていた）。概して、政務手続きの「記録」に軸をおき、²⁴ 国家意思（上位者個人の意思）の恣意的な運用を制御し、律令制を非人格的に運用する点に、その本質があった。

従来の古文書学は、公式令の規定そのものを重視していたが、近年では正倉院文書や文書木簡の研究によって、古代文書の実態面の説明が進んでいる。その結果、公式令の規定通りではない様式が広範に存在することが注目される

ようになった。それは二つに大別することができる。一つは、公式令にみえる様式ながら、公式令の規定とは異なる使われ方をしているものである。もう一つは、上位者の口頭の命令を書きとめた受命記録である「宣旨」や書状のように、公式令とはかわりのない書面である。

前者については、養老公式令の規定通りではないものの、公式様の実態的な部分として捉えることができる。²⁵ 公式令の規定通りの書式とはならない理由については、文書を作成する官人の個性や、制度の理解の個人差などが指摘されている。²⁶ また、そもそも公式令の規定自体は代表的なパターンを提示しているのに過ぎず、状況に応じた直接の雛形がない場合、書式が多様化しやすいことも一因であろう。²⁷ 一方、「牒」が公式令の規定とは異なる機能を果たすことについては、七世紀段階における文書行政が一定程度発達しており、唐以前の南朝や朝鮮半島の文書様式の影響を受けていたことが指摘されている。²⁸ このような様々な要因が重なりあった結果、八世紀段階における文書利用の実態は、多様な状況であったのであろう。

一方、公式令とは異なる文書の世界も存在した。代表的なもの、宣旨と書状である。宣旨の本質とは、「上級者の命令を受命者である下級者が書き記した書類」であることが、早川庄八氏によって論じられている。²⁹ 公式様文書が

政務伝達の「記録」に軸をおくものであったのに対して、
 宣旨は音声を文書化したものといえ、「伝達」に軸をおい
 ている。公式様とは異なる論理をもつ書面（非公式様文書）
 であったといえよう。早川氏の議論は、組織内の伝達文書
 としての宣旨の本質を明らかにし、口頭による政務伝達の
 伝統を論じたところにあるが、九世紀後半以降の宣旨の展
 開については、宣旨と公式様文書の「融合」による新たな
 公的文書の成立を見通すばかりであり、その具体的な検討
 が課題として残されている。

もう一つの非公式様文書である書札（啓・状）は、中国
 の六朝以来、個人間の往復文書として通用していた啓・状
 に起源を有する。書状は、一般的には「私文書」として捉
 えられがちであるが、古代日本では実際には官司間ないし
 官司内の伝達文書として機能していた^{③①}。従って、機能面
 では個人の牒に共通する要素がある。牒と書札の使い分けに
 ついては、「書状形式を取ることでよっていいねいさが増
 す^{③②}」という指摘はあるものの、具体的にどのような使い分
 けがなされていたのかは明らかではない。このように公式
 様の世界の周縁部は、非公式様と連続していたといえる。

奈良期の古代文書の実態は、公式様と非公式様の融合し
 た混沌としたものであったが、九世紀後半〜一〇世紀前半
 頃には整序されていく。まず牒の書状の利用にみられるよ

うに、公式令以前の七世紀に淵源をもつ諸要素は、九世紀
 後半以降は姿を消していくが、それにかわって「組織の長
 の発給文書」としての機能を担ったのが奉書・御教書であ
 った。宣旨については九世紀後半以降、「定型化、様式の
 固定化」すなわち「宣旨のもつ本来の性格を喪失したもの、
 もしくは形骸化したもの」としての「文書化」が進み、人
 事関係の文書などに用途を限定していく。牒や宣旨にかわ
 って指示伝達機能を担ったのが、平安中期に日本的な書式
 を確立させた書状であり、中世の書札様文書に発展する。
 また（第二章で後述するように）下文系統の文書も誕生し、
 新たな公的文書の様式となる。このように下文や奉書に代
 表される新たな文書様式が登場する一方で、公式様文書の
 規範性は消滅することなく、中世公家政権の基本的な公的
 文書としての地位を確立する^{③③}。この点を重視すれば、公的
 文書の規範が確立・安定するまでの過渡期的な現象として、
 奈良期の混沌とした状況を位置づけることも可能かもしれ
 ない。

平安期に生まれる新たな公的文書の様式を黒板勝美・佐
 藤進一氏は「公家様文書」として位置づけた。これに対し
 て、早川庄八氏は八世紀から奉書（奉書形式の状）が存在
 していたことを示し、「公家様文書」概念の根本的な再検
 討の必要性を唱えた^{③④}。だが、八世紀の奉書は、機能面にお

いても、様式面においても、中世の奉書と同一のものではない。³⁸⁾ 前述のように奈良期における奉書形式の状は、牒や宣、その他の文書と明確な使い分けがなされず、その実態は混沌としていた。そのような状況が整序されていく中で、中世文書の奉書が明確に姿を現わすのではなからうか。

また、富田正弘氏は、公文書としての書面の使われ方という観点から、下文を公式様の系譜を引くものと論じ、公式様・下文系文書として位置づけた。³⁹⁾ さらに八世紀に奉書の存在を見出した早川氏の議論を踏まえ、公式様・下文系と書札様という二大文書様式の系譜という観点から、古代文書から中世文書への流れを説明している。だが、これは公的文書として確立した平安後期以降の下文と、公式様文書との共通点に基づく立論であり、下文の成立論としては検討の余地が残る。黒板勝美氏以来、(特に鎌倉期を念頭においた) 中世における下文と御教書(書札様)の使われ方を前提にして、これまでの古文書学は、下文系統と書札様という二大文書様式を遡って捉えがちであったように思われる。だが、古代文書の実態に即せば、両者が混沌として利用されている状況が明らかである以上、平安期の文書の実態に即して下文と奉書の成立を再検討する必要がある。

次章以降では、近代古文書学における「下文Ⅱ公文書、

書札Ⅱ私文書」という古典的な区分に依拠せず、両文書様式の成立過程における様式と機能を捉えたい。その際に手掛かりとなるのは、早川氏が課題として残していた宣旨と中世文書との系譜的な関係である。

第二章 下文様式の成立

下文とは、文書の冒頭において「下(宛先)」という言葉を書き記し、宛先を明示した命令文書である(「下」一字のみで、宛先を記さない場合もある)。発給者は組織あるいは個人であり、令制の拘束を受けない点に特徴があった。恒久的な効力を持つ場合、楷書で書かれるなど、書面の使い方は公式様文書と重なることが多い。朝廷の官宣旨(弁官下文)から権門の政所下文、個人発給の袖判下文というように平安・鎌倉期を通じて拡大・拡散した文書様式である(第四章で後述)。本章では下文様式の成立について検討したい。

下文の起源は、九世紀に成立した官宣旨(弁官宣旨)とされている(実例は後掲)。九世紀の官宣旨の成立については、文書発給の効率化・省略化という観点から、太政官符・太政官牒を作成する代わりに、官印を必要としない官宣旨が用いられるようになるという説明がある。⁴⁰⁾ その他に

は、「漢字に不慣れな日本人には、「符」よりも「下」のほうが下達文書であることを了解しやすかったのであろう」という「下」字にひきつけた説明もしばしばなされる。

公式様の「符」字を「下」字に置き換えたものと考ええるには、二点ほど説明できない特徴が、官宣旨にはある。一つは、「符」の署名が「日付の前」であるのに対して、下文の署名の位置は「日付の後」に位置する点である。この署名位置に注目すれば、官宣旨は「符」よりは移式准用の「牒」に近い。このことから早川庄八氏は、「幅広い用途に応ずることのできる便利な文書様式」であった「牒」の便利さが、太政官牒の略式文書としての官宣旨を生むに至ったと論じている。文書機能という点では、「牒」の系譜を引くという理解で間違いなからう。

しかしながら、太政官牒の略式文書と考えるだけでは、もう一つの様式上の特徴が十分に説明できない。すなわち「下」字の位置と大きさである。官宣旨及び太政官牒の写真をみると（本稿末尾の【写真】参照）、官宣旨の冒頭「右（左）弁官下〇〇」の「下〇〇」が（やや細字で）右に寄せられている。各史料集を確認したところ、この部分を細字で翻刻するか否かはまちまちである。

「下〇〇」の部分を細字で右に寄せるといふ特徴は、官宣旨の成立期に遡る。研究史上、官宣旨の初見とされる貞

観一一（八六九）年五月一日付官宣旨写^⑮は、その奥書から判断して、同時代に円珍が書写したものであり、原本の形態を反映していると考えられるが、「下」字以下について同様の特徴を有する。

左弁官^{下延曆寺}

応^二檢封^一故^二田仁法師真言法文事

右、中納言藤原朝臣基経宣、件大師自^二大唐所^三持来^一法文、其数不^レ少、宜^レ未^レ運^三納惣持院^二之間、座主并遍照・慈叡・承雲・性海大法師等相共檢封、勿^レ令^二紛失^一者、寺宜承知、依^レ宣行^レ之、不^レ得^二疎略^一、

貞観十一年五月一日 大史菅野朝臣良松

中弁藤原朝臣家宗

「正文出」寺了、十七年正月廿三日記

このような下文の特徴は何に由来するものなのか。その手掛かりとなるのは、貞観十一年に先立つ一五年前、仁寿四（八五四）年の年記をもつ一通の文書である。

伝法灌頂阿闍梨位

応授伝法灌頂僧式口事 下^二延曆寺^一

伝灯大法師位安惠

伝灯大法師位惠亮

右、得^二座主伝灯大法師田仁奏状^一一偈、（中略）今謂安惠等学^三習真言^一、无^レ有^二厭倦^一、天性聰昉、堪^レ為^レ器焉、

伏望、件僧等、与_レ授_レ伝法灌頂_一、令_レ誓_レ護_一 聖主_一、
兼又數_レ中_レ弘三部大教_上、伏聴_二天裁_一者、

右大弁藤原朝臣氏宗_宣、右大臣_宣、奉_レ勅、依_レ請者、

仁寿四年十一月十四日 左少史家原綱雄奉

この文書の原本は伝来していないが、延暦寺の寺誌に引用されて伝わった。伝法灌頂の裁可を求める円仁の奏状に対して、天皇の勅許を右大臣が「宣」し、それを弁官が「伝宣」したものを史(弁官局の書記)が書き記した宣旨である。本文が「右大弁藤原朝臣氏宗宣を伝ふ、右大臣宣す、勅を奉るに、請に依れ、てえり」という受命記録を意味する文言で終わり、第三者への伝達の内容を持たない文書、すなわち宣旨であるが、本文二行目の下(傍線部)の「延暦寺に下す」という文言にみえるように(後述する理由から弁官局で付された外題であると考えられる)、弁官局から延暦寺に伝えられている。

様式的にみれば、この文書は太政官牒(符)作成の前段階の弁官局内部の手続き文書である。この宣旨書に基づいて太政官牒の草案を作成し、外記の確認・請印を経て、太政官牒が正式に発給されるというのが、正規の文書発給手続きであった。岡野浩二氏はこの文書に注目して、官宣旨の起源を宣旨と結びつけたうえで、太政官と密接な関係にある「在京の諸司や寺院に対して弁官局が軽微な命令を口

頭で伝えていたものが、文書化し書式を整えて官宣旨となつた」と論ずる。本稿でも岡野氏の見解に基本的に従いたいが、内容的にみれば口頭で伝えられていたような軽微なものと考えする必要がなく、むしろ手続きの文書である宣旨が、外部に発給されたことに本質を見出したい。

ここで「下」字の用例に注目する。太政官符において他の官符を引用する際に「太政官去延暦：年：月：日下五畿内七道諸国符併」（太政官去延暦：年：月：日五畿内七道諸国に下す符に併はく）という表現がみられる。また、「下符(国)」（符を(国に)下す）という表現も散見される。このように、「：に下す」というように指示命令の宛先を示す語として一般的に用いられていたが、「符」のように文書様式を意味する語ではなかった。

「：に下す」という外題は、指示命令の相手を示す文言として散見される。よく知られているのは、一〇・一一世紀に国司(受領)の交替のたびに寺院が国に寺牒を送り、寺領の免除を申請したとき、国の側で牒に付した「下田所」という外題であろう。この外題は受領が牒を国の田所に送り、申請に対する調査を行うことを命ずるものであった。

もう一例を挙げれば、撰関期の古記録に「下文」として散見される官切下文といわれるものがある。源高明の記した儀式書『西宮記』に承平五(九三五)年の実例が引用さ

日本中世前期の文書様式とその機能（佐藤）

れている（傍線部が「下…」文意）^⑨。

綿伍千屯 下大蔵

右、今月十六日踏歌庭積禄料、依例彼省所請、如レ件、

承平五年正月十四日

左大臣宣、宜レ充レ之、

左少弁大江朝臣綱奉

謂ニ之大宣旨一

ある行事に際して用途物を必要とした場合、その行事にあたる官司は弁官にその支給を申請するが、右掲の文書は、その申請に対して作成された文書である。弁官がその物資をどの官司から調達するかを割り振り、「綿伍千屯」から年月日までを記した文書を作成し、その奥に上卿の宣が書き加えられたものであり、一種の宣旨である（「大宣旨」とも呼称されていた）。冒頭の下のように細字で「大蔵に下す」（傍線部）と書かれているように、大蔵省に命じて、綿五千屯の抛出を命じている。この「下」の用例は、仁寿四年の弁官方宣旨に類似している。

こうした「大宣旨」につづいて、『西宮記』には次の「小宣旨」も引用されている。

右弁官 下左右

夫卅人職別十五人

右、運^二今月十八日始修内裏御修法装束料、依例掃

部寮所請、如レ件、両職承知、以^三調饒錢一雇充、

承平七年九月十八日 左大史檜前忠明

少弁源朝臣相識

謂ニ之小宣旨一

こちらは一般的に知られる官宣旨（弁官下文）の形態に近いが、上卿の宣を引用せず、「小宣旨」と呼称されていた。なおこれらの宣旨に並んで、上卿を引用するかたちの通常の官宣旨も『西宮記』に載せられている。

右弁官 下大和國

應^三早令^二運進^一供御日次外相撲料氷四駄事

右、得^二主水司解^一僞、（中略）者、大納言藤原朝臣扶

幹宣、宜^下知^下國宰^一、早令^中運進^上者、國宜^三承知、

依^レ宣行^レ之、仍須^三每日卯刻以前、全令^二運進^一、用

途有^レ期、不^レ得^三闕怠^一、

承平七年七月廿三日

右少史十市部宿祢春宗

左少弁大江朝臣綱

是謂ニ國宣旨一

この様式の文書は、国に下されていることから「国宣旨」と呼ばれていた。前述の貞観一年の官宣旨のように延暦寺など寺院に送る場合にも、この型が用いられていた。

これらの様式は「宣旨」として一括されており、用途や宛先に応じて使い分けられていたと思われる。従って、「下…」

という外題も共通する要素であることから、「小宣旨」の「下左右京」の部分や「国宣旨」の「下大和国」という文言は、「符…」のような文書様式を示すものではなく、「大宣旨」の「下大蔵」と同じく文書の送付先を示す外題である。「下」字はその程度の意味しかもたなかったために、初期の官宣旨は「下文」ではなく、あくまで「(官)宣旨」と呼ばれたのであろう。⁵¹⁾

九世紀に遡る「下」の外題は未詳であるが、法制史料には文書に「外題」を付して「…に下す」という太政官の文書行政に関する記述がみえており、「下」という外題は広く用いられていたのであろう。このような「下…」の外題の用例を背景にして、前掲の仁寿四(八五四)年の宣旨のように、外部に送られる際に「下…」という外題を付されたものが、官宣旨の淵源であると考えられる。『西宮記』にみえる承平五(九三五)年頃には、「大宣旨」のように宣旨に「下…」という外題を付すという古態を残したのもあれば、太政官牒の略式文書と融合しつつ、「国宣旨」のように施行文書としての様式を整備したのもあった。前掲の貞観一一(八六九)年の官宣旨が、後者の早期の例であった。

ここで注意しておかなければならないのは、早川庄八氏の論ずるように、宣旨は様式的には受命記録であり、第三

史苑(第七五卷第二号)

者への伝達を示す文言を伴わないものの、吉川真司氏が指摘するように、実際の機能としては奈良期以来「施行するもの」としなないものを含む⁵²⁾ことである。九世紀中葉頃、宣旨を外部に送る際に「下…」という外題を付されるようになった背景には、単に宣旨が外部に施行されるようになったというだけではなく、宣旨の機能が拡大するとともに宣旨の様式が整備されたことを重視すべきであろう(この点は第三章の末尾でも再論する)。

下文様式は一〇・一一世紀を通して拡大・定着するが、それについては第四章で後述する。ここでは、下文が公式様文書(太政官牒)の略式文書という性格にとどまるものではなく、奈良期以来の宣旨の機能の延長上に生まれてきたことを確認しておきたい。また、「下」字は官司内の指示伝達、文書の送付を意味する外題であったが、官宣旨が一世紀以降、公家政権の公的文書として定着した後も、「下…」の書き方は先例として残されたのである。

次に章をあらためて、下文と並ぶ中世文書様式である奉書の成立について検討したい。

第三章 中世的な奉書様式の成立

奉書とは書札様文書の一つであり、上位者の仰せを下位

者が代わりに書札にしたためて発給する文書である。かつて林屋辰三郎氏は、本来私文書である書状の系統である「御教書」が公文書として用いられる背景として、撰関政治期における「公私混淆」の状況を論じた。近年では林屋氏の想定する政所政治論が否定されていることもあり、書札札の発達と結びつけて漠然と考えられているように思われる。だが、第一章でも述べたように、八世紀における奉書（奉書様式の書状）の存在が早川庄八氏によつて指摘された現在、古代文書から中世の奉書が生まれる過程を具体的に論ずる必要が生じている。

奉書の展開は、九・一〇世紀の史料の少なさもあつて、十分に明らかにされておらず、その実例は一一世紀から多く見出されるようになる。近年では古瀬奈津子氏が撰関期の古記録の検討から、後一条朝（一〇一六—一〇三六）に「書止文言の整備など、⁽³⁶⁾ 論旨を含めて奉書の書式」が確立したことを指摘している。このような議論を踏まえつつ、本稿の問題関心からは、様式整備の前段階の様相の中に、奉書の起源を探る材料を見出したい。

まずは一一世紀初頭の文例集『高山寺古往来』の載せる奉書の書式をみよう。

被^レ仰云、以^三来月五日^一有^三五節之事^一、其^レ當只可^レ為^三家経営^一、仍^レ為^レ充^三彼用途^一所^レ仰也、上品以^三八丈絹^一、

先募^三例進御服^一、且貳拾疋可^三馳上^一、又菓子同可^三加送^一、宜^下以^三之由^一、仰遣^上者、早^三以^三彼期^一可^レ被^三進上^一、御用有^レ限、更不^レ可^三延引^一、恐々不具謹言、

この文書は、冒頭の「仰せを被るに云はく」から「宜しくこの由を以て仰せ遣はすべし（てえり）」までの主人の「仰」の内容を近臣が記し、主人にかわつて書状にしたためたものである。「仰」の部分は、近臣に対する主人の口頭の命令の受命記録Ⅱ「⁽³⁷⁾ 宣旨」であることに注意したい。この仰せに「宜しくこの旨を以て仰せ遣はすべし」すなわち「（五節のために必要な物品を進上せよという内容の）以上の旨の仰せを伝えなさい」という某人への命令伝達を指示する文言があつたため、その指示に従つて受命者は、某人を宛所とした「奉書」を作成している。⁽³⁸⁾ 同様の書式は、初期の奉書に散見される。

被^三撰政殿仰^一云、院学生広任為^下奉^三幣鹿島社^一使^上所^レ令^三発向^一也、經^三彼此^一之間、殊可^レ加^三用意^一之由、宜^三遣仰^一者、仰旨如^レ此、謹状、

四月 日

右中弁

謹奉 近江守殿

この文書は、院政期に成立した文書文例集『朝野群載』に載せられているものであるが、藤氏長者としての立場から撰政（おそらく藤原忠実⁽³⁹⁾）の命令を奉じた長者宣である。

冒頭の「摂政殿の仰せを被るに云はく」から「用意を加ふべきの由、宜しく遣はし仰すべし(てえり)」までの仰せの内容を受けて、鹿島社奉幣のために勸学院学生を派遣するので「用意するように(沿道の国司に)仰せを伝えなさい」という摂政の指示に従って、右中弁(勸学院氏別当)が近江守に充てて作成したものである。このように初期の奉書には「仰せ」の内容自体に「仰遣」(もしくは「遣仰」)文言が含まれるものが散見される。現在に伝わる一一世紀の綸旨には、「仰遣」文言はみえないものの、平安末期には次のような事例が見出される。

被^二綸言^一、偁、可^レ令^レ祇^二候夜居^一之由、宜^二遣仰^一者、綸言如^レ此、悉^レ之、謹言、

二月二日 右中弁頭頼^奉

謹上 醍醐僧都御房

護持僧に夜居を命ずる天承元(一一三二)年の崇徳天皇綸旨であるが、「綸言」(天皇の仰せ)の内容は、「夜居に祇候するように(宛先の醍醐僧都に)仰せを伝えなさい」というものである。文中の「遣仰」文言は、前述のものと同じく、奉書の作成を命ずる内容が宣旨自体に含まれることを意味している。戦国期に至るまでこの形式が墨守されているように、護持僧に夜居を命ずる綸旨は古い書式を残す傾向があったようである。このような「仰遣」文言は、

奉書の発生期の古態を残したものであったのであろう。様式の整備に従って、「仰遣」文言は徐々に省略されていくと考えられる。

以上の考察は現存数の少ない文書に基づくものであったが、次に視点をかえて古記録を検討する。上位者の「仰」を受けて作成された文書は、撰関期には「仰書」と呼ばれていた。撰関期の主要な古記録にみえる「仰書」の語句を拾うと、(本稿末尾掲載の)【表】の通りとなる。宣旨形式の仰書が【表】⑬⑭に引用されている一方、【表】⑥の『権記』長保三年一〇月一日条に「殿上の樂日記を献ぜよ」という一時的な指示伝達の「書状」に「仰書也」という注記があることから、「仰書」と呼ばれる文書には宣旨形式と奉書形式が並存していたということが、吉川真司氏によって指摘されている。

宣旨形式か奉書形式か史料上明記されていない事例も少なくないが、機能に着目して分類を試みたい。宣旨形式の「仰書」であると史料上明記されているものは、【表】⑬⑭⑮のように補任関係のものに限られている。これに対して、奉書形式は前述の【表】⑥のように一時的な指示伝達である。このことを踏まえると、【表】④⑤は、熾盛光法や後七日御修法などの仏事の指示や受領への資財提供の要請など、一時的な指示伝達機能を果たす「仰書」であるが、御

修法に関する指示伝達のために奉書形式の「仰書」が出されていたことは明らかであるので、奉書形式であると推定できる。

このように「仰書」「書状」という表記がみられなくても、奉書の発給事例であると推測できる事例が多い。次の事例も「仰書」の事例に含み得よう。

丁巳天晴、参_レ宮、入道殿仰云、権僧正許、自_二明日_一率_二十口番僧_一、可_レ修_二不動調伏法_一之由、可_二遣仰_一者、即遣_二消息_一、請申了、（後略）

記主の源経頼は藤原道長の「仰」（「権僧正許」から「可遣仰」まで）を奉じて、不動調伏御修法の実施を指示する「消息」を権僧正慶命に送っている。「権僧正のもとに、明日から十口の番僧を率いて、不動調伏の御修法を行うように、仰せを伝えなさい」という道長の指示に従って、経頼は奉書を作成したのである。

また、『小右記』永延二（九八八）年八月七日条の記事では、記主の藏人頭藤原実資が摂政藤原兼家から、天台座主尋禪に天台惣持院において熾盛光御修法を行うように「仰遣」すことを指示され、その後参内し、御修法の行事を命ずる「仰事」を各々「僧等所」に「遣」したという記事がみえる。実資自らが伝達したともみえず、御修法に関して奉書形式の「仰書」が出されていたことが確認される以上、このと

き奉書（摂政御教書）が発給されていたと推定することができる。

奉書（書札様）形式の「仰書」は、「仰遣」文言に注目すれば九世紀末に遡る可能性も出てくるが、初見の可能性としては、『貞信公記』天慶八（九四五）年四月二四日条が注目される（表）①。

明日於_二天台山東西塔_一可_レ令_レ読_二一千部仁王経_一之状、以_二敦敏朝臣仰書_一、馳_二上座主許_一、僧供料内給所錢五十貫文也、是大流星占、縁_二御年合_一也、

藏人藤原敦敏の「仰書」が天台座主義海の許に進上（馳上）されている。内容が一千部仁王経の読経に関する指示伝達であることから、奉書形式の文書であった可能性がある。

管見の限りでは、醍醐寺の寺誌『醍醐寺要書』に引用される天曆二（九四八）年三月二六日付の奉書（朱雀上皇院宣）⁶⁵が古い例である。これは「奉_レ仰云」で始まる奉書であるが、「仰遣」文言はみえないことから、この文言を伴うとは必ずしも限らない。但し、初期の院宣として知られる延長七（九二九）年の宇多上皇院宣は、「…之由、宜_二仰遣_一者」という書止文言をもつことから、奉書形式の院宣であった可能性を指摘しておきたい。

「宣旨」と「奉書」は明確に異なる文書様式ではなく、

宣旨(仰書)に「仰遣」などの伝達指示文言があれば、「奉書」が作成されるのではなからうか。それ故に、宣旨も奉書もともに「仰書」と認識されていた。「仰遣」文言は、発生期の奉書に特徴的な表現であり、「宣旨」から「奉書」への転換を示す文言であった。⁷⁰一世紀以降、書状・奉書の様式が整備されていくに従って、仰せの主体から奉者に対して宛所への伝達を命ずる文言は、奉書の文面からは省略されていく。だが、護持僧任命の論旨のように先例が墨守されたものや、撰関期の文例集・古記録の中の断片的な文言に、宣旨から奉書が発生する過程の痕跡を見出すことができるのである。

以上の考察を踏まえた上で、なお注意したいのは、第二章で前述したように、宣旨が受命記録でありつつも、機能的には「施行するものとしめないものを含む」のであれば、たとえ第三者への伝達の指示があったとしても、宣旨は第三者への伝達上、必ずしも書状形式をとる必然性はないということである。従って、第二章において宣旨が「下……」という外題を伴うようになった背景と同じく、第三者への伝達上、書状(奉書)という形式をとるようになった背景を考えなければならぬ。一般的にいえば、書状の利用は、口頭によって担われていた情報伝達の文字化という文脈で考えられがちである。だが、これまで検討してきたように、

奉書・御教書の場合、口頭伝達から直接生まれたものではなく、宣旨の世界を媒介にして成立したものであると考える必要がある。

そこで中世的な奉書・御教書の成立した平安中期における「宣旨」の機能を考える必要がある。「宣旨」は本来、上級者の命令を記録したものであり、奈良期には略式文書として多用されていたが、平安期に入ると、政務文書として公的に利用されるようになり、様式が確立していく。⁷¹撰関期には、補任・人事関係の用途を果たす文書に収斂した。その結果、一時的な指示・伝達という機能を宣旨以外の略式の様式によって伝える必要が生じたために、八世紀・九世紀前半段階の多様な「宣」のもつ伝達機能を代替するかわちで、書札様式の利用が広がっていく。⁷²それに連動して、日本的な書状の様式も撰関期には成立する。

すなわち中世の奉書・御教書の成立は《私的な消息が公的な用途に用いられるようになった》ものではなく、前稿において指摘したように古代文書の「牒」の機能を担うものとして、一種の公的文書としての性格をもつとともに、様式的にみれば「宣旨」と関係が深い。このような視点から、奈良期の古代文書の実態面の延長上に、中世文書の奉書の成立を位置づけることができる。

早川庄八氏は、八世紀・九世紀前半までの宣旨のあり方

が多様であったのは、宣旨が音声による口頭伝達と不可分の関係にあったからであるとし、九世紀後半以後には宣旨の本来の性格が失われ、文書様式の「固定化」「形骸化」が進むと論じた^①。早川氏の議論を中世文書の成立という観点から捉えなおすならば、宣旨が「文書化」することによって、（それを「公家様文書」と呼ぶか否かはさておき）下文や奉書を含む多様な文書様式を生みだしていく様相がみえてこよう。九世紀後半以後の文書様式の整備（宣旨の様式の整備）によって、文書の世界と口頭伝達の世界とが本格的に融合し、中世文書の祖型が生まれた時代であった。機能的にみれば、手続き文書が正式・公的な文書となる動きであったが、そのような文書様式の変遷は中世文書に特徴的なものであった。

ここで注意したいのは、第二章・第三章を通して見たように、中世文書の二大様式である下文系統と奉書は、ともに宣旨の世界を背景に誕生したのであり、成立当初から峻別されるものではなかったことである。参考として宣旨、奉書、下文の書式を例示しておく（①内は説明）。

◎宣旨

被^ニ……宣旨、……者

年月日 【奉者】奉

◎奉書

被^ニ……仰旨、……者、…謹言

年月日 【奉者】奉

【宛所】

◎下文

【発給者】下 【受給者】

右、……以下

年月日 【家司】

宣旨との類似性とともに、差出（発給者）と宛所（受給者）の位置の違いという奉書と下文の相違点もみえてくる。章をあらためて、下文と奉書の関係を考えておきたい。

第四章 文書様式のもつ機能

下文と奉書の関係については、黒板勝美・佐藤進一氏以来、鎌倉幕府文書を基準にして、下文が権利認定など持続的な効力をもつ文書であるのに対して、奉書（書札様）は一時的な指示伝達というように論じられてきた。その背景には公文書と私文書という西欧由来の文書分類法が念頭におかれていたが、下文と奉書がともに宣旨から派生したものであることを踏まえれば、公私の分類を前提とせずに、文書様式の選択・使い分けという観点から文書機能を明らかにする必要がある。

文書様式の使い分けという点に関しては、九世紀後半以後、院宮王臣家の文書に、様式の使い分けのルールが観察されるようになる。王臣家は地方諸国に対しては「衙」という字を添えて丁寧さを表現した衙式牒を送っていた。一方で、国司よりも身分の低い郡司には告書・帖という下達様式の文書を発給していた。一一世紀には、衙式牒を送る相手には奉書・御教書が送られるようになり、現地への命令下達には下文様式が利用されるようになる。

官宣旨もまた一一世紀に機能を拡大させ、その伝来数も増加するが、その影響を受けて政所下文の様式も広がった。大宰府政所下文を早い例として、貴族や寺院の発給文書に政所下文が広がる。官宣旨の「下」が先例を墨守して細字で書かれたのに対して、政所下文の「下」字は(少なくとも)現存文書に関していえば軒並み大きく書かれ、「下」字とその下の宛所との間に空白が生まれるようになる。「下に下す」という指示伝達ではなく、「下に下す」という上意下達のニュアンスが強まるのである。

ところが、下文が符に並ぶ正統的な文書になるには幾つかの段階が必要であった。一一三〇年代には、諸国の国衙に対して「牒」を送っていた院宮王臣家のうち、院庁が諸国の在庁官人を宛所にして下文を発給するようになる。院庁牒(家牒)から下文に様式が変化する現象については、

院権力の諸国在庁支配権の成立と結びつけて論ずる理解が主流である。だが、以前拙稿において、諸国国衙宛ての院庁牒と機能的には変わらないこと、保元新制以前は院庁下文が決して正統的な文書とはみなされず、口入としての性格が強かったことを指摘した上で、鳥羽院政期における院庁の文書様式整備と結びつけて論じたことがある。その際、同時代の文書集『朝野群載』にみえる「今案ずるに、院宣は皆『下』字を書くなり。自余は皆牒状」という注記を取り上げた。すなわち諸国国衙に対して下文を用いるのは、院宣すなわち院の仰せをうけて作成される院庁だけで、院以外に牒を用いるという。差出者の身分に応じて牒と下文が使い分けられていた。さらに宛所の変化としては、鳥羽院政期に知行国制が展開して、受領在京(遙任)が一般化したため、現地の国衙には在庁官人しかいなくなることも考慮する必要があらう。このような差出と宛所双方の変化に応じて文書様式の変化は生ずる。この点を正確に理解せず、「下」字のもつ命令文書という印象に引きずられた解釈を行うことは正しくない。

文書様式は、発給者の権限を反映することがあると同時に、文書を媒介とした人と人との関係を反映する場合もあった。文書様式に表現される受発給者の関係性も含めて文書の機能論を構築する必要がある。この点について、従来

の古文書学でも幾つかの事実が知られていた。先駆的な指摘としては、去状を書札式に書いた南北朝期の事例を挙げて「文書の受取者の地位に依り、又特に敬意を表さうとする厚志に依つて、書札式に書いたものと思はれる。」とする相田二郎氏の指摘がある。はじめにで紹介した桑山浩然氏の書評にもみえるように、室町期には宛所に応じて文書様式の使い分けがみられるようになる。

中世前期に関しては、この問題はこれまで十分に論じられてこなかったが、玉井力氏は、叙位任官を申請する「申文」は、公卿の場合「消息申文」（書札様）もしくは口頭で蔵人に伝えられるものになっていたことを指摘している。また、佐藤泰弘氏は一〇・一一世紀の上申文書に「公文系」と「書札系」があり、受発信者の関係性に応じて書体や文体などでは互いに影響を与え合っていたことを論じている。公式様・下文系の公的文書の様式と書札の様式との間に緩やかなグラデーションが存在することは興味深い。

以上のことを踏まえると、下文が正統的な文書としての地位を確立していない早い段階では、同じく宣旨から派生した伝達文書として、宛所の身分によって、身分の高い人には奉書、身分の低い集団・組織には下文という使い分けがありえたのではなからうか。

このような観点から興味深いのは、研究史上「別形態」の綸旨・院宣と呼ばれている奉書の存在である。これは通

常、綸旨・院宣の宛所となるには身分が低い者（神官など）に対して、綸旨・院宣の奉者となる身分の人物が天皇・上皇の意を奉じつつ「奉行」となり、侍クラスの人物を奉者として発給される奉書である。二段階の伝達を経て、文書が発給される点に特徴を有し、綸旨・院宣として認識されていた。このような二段階の伝達を経た綸旨・院宣は、天皇の勅を奉じた女官の「宣」を下僚が書き記した奈良期（正倉院文書）の奉書類にも見出せるが、中世文書としての形態が確認できるのは鳥羽院政期に下る。鳥羽院政期における院庁の整備に伴って、本来院宣の奉者となる院庁別当が「奉行」となり、院主典代を奉者として発給された奉書が作成されていた。治承・寿永の内乱期には、院宣の宛所となるには身分の低い在庁官人に対して、院主典代が奉者となって別形態の院宣が発給されている。院主典代は院庁下文の作成に関わり、日下の署判する人物である。一方、「奉行」は院庁別当として院庁下文に署判する立場の人物である。すなわち本来であれば院宣を作成して送るべきところ、身分的な制約を意識して、院宣よりも一段下の院庁下文を作成する院別当と院主典代を介して、別形態の院宣が作成されたのである。これは下文と奉書の中間的な形態の文書であるといえる。治承・寿永の内乱期には、従来は院宮からの文書の受給者にはならないような身分の者に、直接命令が行われるようになったため、身分差などを踏まえ

つつ、如何なる文書様式を選択するのが模索されたのであろう。⁹⁰⁾

文書様式を選択するには、中世社会における身分制の問題を無視することはできない。文書様式によって発信者と受信者の関係性を表現すること、そこに文書様式のもつ機能の独自の領域があるのではなからうか。この点は中世後期の書札様文書・書札礼の世界にも確認されることであるが、中世前期の文書もそういう観点から読み直すことで中世前期と中世後期を通じた議論が可能になるのではなからうか。

結びにかえて

定説的な中世古文書学では、公式様文書のなし崩し的な簡略化によって中世文書が生まれると考えられてきた。だが、中世文書を代表する二大文書様式である下文と奉書とともに、宣旨の世界から生まれてきたことを指摘した。中世文書の前提となる古代文書自体が、狭義の公式様にとどまらない多様な文書様式をもち、宣旨・書状などの非公式様とも融合していた。そのような混沌とした古代文書の実態が、九世紀後半以後、宣旨を始めとする文書の様式の整序を通して、公式様の規範を残しつつも、下文や奉書を生む。本稿の冒頭で論じたように、史学史の見地からみれば、中世文書が公式様文書の変容から生まれていくという

シエーマは、令制を起点にしてその変容から日本中世の成立を捉える見方と深く結びついている。これに対して、中世文書が宣旨や牒から生まれてくるという事実は、日本史における古代と中世の移行を考えなおす手掛かりになるのではなからうか。

文書様式は機能（文書の内容）・制度に対応するものもあるが、機能よりは関係性や身分に対応するものもあり、そこに様式独特の機能を見出すことができる。下文Ⅱ公文書、書札Ⅱ私文書という区分は、両者がともに宣旨の世界から登場したものである以上、その成立期には単純には成り立ち難いのではなからうか。関係性や身分に応じた文書様式の使い分けは、中世後期の書札礼に接続する問題系であろう。とはいえ、文書様式から制度的な機能を復元する方法と、様式に関係性や身分の表現という礼的な機能を見出す方法とは、互いに排斥し合うものではない。それぞれの「有効範囲」を測定し、文書機能の全体像を考えていくことが今後必要な作業である。それによって、「権利文書として残された文書」の収集・整理から過去の制度や権力を復元するという、古文書学の王道ともいえる研究段階をこえて「その次」にあるものは何か、という見通しも示しうるのではなからうか。

〔付記〕本稿校正中に富田正弘「古代文書様式の中世への展開①」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一九二集、二〇一四年一月)に接した。本稿とも深く関わる内容をもつが、反映させることができなかった。併せて参照されたい。なお、本稿第三章は二〇〇六年に提出した修士論文の第一章がもととなっている。

註

- (1) 日本の古文書学成立史については、「明治期の史料採訪・編纂と古文書学」という論文を準備中である(史学会シンポジウム叢書『近代日本のヒストリオグラフィ』山川出版社、二〇一五年秋刊行予定)。
- (2) 『虚心文集 第六』(吉川弘文館、一九四〇年)所収。
- (3) 前掲註(2) 黒板論文、一一〇頁。
- (4) 黒板氏の博士論文は、一九四〇年まで公刊されなかったこともあってか、従来あまり注目されてこなかった。だが、東京帝国大学における講義や『国史の研究』(文会堂書店、一九〇八年)のような概説書を介して、広く影響を及ぼしたと考えられる。二〇世紀初頭の史学史上に位置づけられる必要がある。石井進「日本史における「中世」の発見とその意味」(『石井進著作集第六巻 中世社会論の地平』岩波書店、二〇〇五年、初出一九七一年)参照。政権論の変遷と文書体系論を重ね合わせる理解は、晩年の黒板勝美「日本古文書の分類法に就いて」(前掲註(2))『虚心文集 第六』

所収、初出一九三六年)に結実する。

- (5) 佐藤進一『新版 古文書学入門』(法政大学出版局、一九九七年、旧版一九七一年)。
- (6) 上島有「古文書の様式について」(『史学雑誌』九七編一―号、一九八八年)。
- (7) 富田正弘「中世公家政治文書論」(吉川弘文館、二〇一二年)。後掲註(39)も参照。
- (8) 相田二郎氏の遺著『日本の古文書 上』(岩波書店、一九四九年)もまた文書様式論を徹底した文書体系論を構想していた。相田古文書学の特徴と可能性については別に論じたい。
- (9) 黒板勝美「古文書学概論(古文書様式論)」(『虚心文集 第五』吉川弘文館、一九四一年)二六六頁。
- (10) 前掲註(4) 黒板論文、一二四頁。
- (11) 近藤成一「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回―下文の変質」(『古文書研究』一七号、一九八一年)。下文と下知状の関係については前掲註(8) 相田著、三一九頁も参照。
- (12) 富田正弘「中世史料論試論」(前掲註(7) 富田著所収、初出一九九五年)。
- (13) 拙著『日本中世初期の文書と訴訟』(山川出版社、二〇一二年)序章を参照。
- (14) 早川庄八『宣旨試論』(岩波書店、一九九〇年)。
- (15) 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(叡傍書房、一九四三年、後に岩波書店、一九九三年)、同『鎌倉幕府守護制度の研究』(要書房、一九四八年、増訂版・東京大学出版会、一九七一年)。
- (16) 前掲註(13) 拙著、一四頁。

- (17) 前掲註(13) 拙著では、古代と中世前期の架橋を意識する一方で、中世前期と中世後期との間の研究上の断絶に自覚的になることができなかった。深く反省したい。
- (18) 岩波書店、一九八五年。
- (19) 桑山浩然「書評 今谷明著『室町幕府解体過程の研究』」『史学雑誌』九六編九号、一九八七年) 八六・八八頁。
- (20) 山田徹「南北朝期の守護論をめぐって」(中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版二〇〇七年)、呉座勇一「室町期の守護と国人」吉田賢司氏の批判と反論に接して」(『東京大学日本史学研究室紀要』一七号、二〇一三年) など。
- (21) 前掲註(8) 相田著は書札札に基づく書札様研究の基礎となった。詳細な研究史は別稿で論じたい。
- (22) 弥永貞三「日本の古文書と書札札」『古文書研究』四四号、一九九七年)、古瀬奈津子「書儀・書簡よりみた日唐古代官僚制の特質」(『お茶の水史学』四九号、二〇〇五年)、丸山裕美子「書儀の受容について」正倉院文書にみる「書儀の世界」(『正倉院文書研究』四号、一九九六年) など。詳細な研究史は別稿で論じたい。
- (23) 佐藤進一「中世史料論」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九七六年) 二七六頁以下。
- (24) 前掲註(12) 富田論文、三一七頁。
- (25) 弥永貞三「くしきようもんじよ(公式様文書)」(『国史大辞典』4巻、吉川弘文館、一九八四年) も「規定されなくとも律令体制の枠組を支えられた同時代文書を公式様と呼んでもよからう」という理解を示す。なお本稿のもとになる報告では、公式令の規定通りではない実態面を全

て「非公式様文書」と一括していたが(前掲註(13) 拙著、二七七頁も同様)、二〇一四年七月三十一日に「正倉院文書の高度情報化研究」研究会(於国立歴史民俗博物館)において報告した際、仁藤敦史氏・三上喜孝氏らのご教示を得て、ここに修正する。

- (26) 奈良期の家牒にみられる偏差に「差出者の個性」を見出す見解は、西山良平「家牒・家符・家使」(律令国家)の一断面」(日本古文書学会編『日本古文書学論集4 古代II』(吉川弘文館、一九八八年) 所収、初出一九八〇年) 三二九頁、律令官制の「因事管隸」についての官人についての理解の不一致という指摘は、鐘江宏之「解・移・牒」(平川南他編『文字と古代日本1 支配と文字』吉川弘文館、二〇〇四年) 二二二頁。
- (27) 例えば、佐藤信氏は、過所の書式の不統一の背景に、諸国発行の過所の書式が「大宝令では直接には掲げられていなかった」点を指摘する。佐藤信「過所木簡考」(『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年、初出一九七七年) 三四二頁。
- (28) 東野治之「大宝令成立前後の公文書制度」(『長屋王家木簡の研究』塙書房、一九九六年、初出一九八九年) 三七二頁、三上喜孝「文書様式「牒」の受容をめぐる一考察」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』七号、二〇〇六年)。
- (29) 前掲註(14) 早川著、三七七頁。
- (30) 前掲註(14) 早川著、三八七頁。
- (31) 古瀬奈津子「手紙のやりとり」(平川南他編『文字と古代日本4 神仏と文字』吉川弘文館、二〇〇五年)。
- (32) 古瀬奈津子「正倉院文書の封」(皆川完一編『古代中世史

- 科学研究 上巻』吉川弘文館、一九九八年）二二一頁。
- (33) 拙稿「牒と御教書」（前掲註（13）拙著所収、初出二〇〇八年）。
- (34) 前掲註（14）早川著、三七八頁。
- (35) 五味文彦「宣旨類」（『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年、初出一九八三年）。
- (36) 前掲註（7）富田著、本郷恵子「將軍権力の発見」（講談社、二〇一〇年）。
- (37) 前掲註（14）早川著、三七九頁。
- (38) 機能面では前掲註（33）拙稿、様式面では古瀬奈津子「編旨の成立」（『法制史研究』五五号、二〇〇六年）五六頁の指摘を参照。
- (39) 前掲註（12）富田論文、三二〇頁以下。なお前掲註（7）富田著への拙書評（『日本史研究』六二一号、二〇一四年）も参照。公式様・下文系という表現は用いていないものの、研究史的に重要なのは、富田正弘「中世公家政治文書の再検討」（前掲註（7）富田著所収、初出一九七八年）一二六・二七頁の議論である。
- (40) 前掲註（14）早川著、二二六頁。
- (41) 今江廣道「くだしふみ（下文）」（『平安時代史事典 本編上』角川書店、一九九四年）。
- (42) 前掲註（14）早川著、二二五頁・二一八頁。
- (43) 中世前期に公的文書として機能する官宣旨の「下……」の字は大きくなるが（それでもやや右寄せになる点に注意）、中世後期に儀礼的な文書となると、再び細字になる傾向があるようである。参照しやすい図版としては、前掲註（5）佐藤著所収『古文書文例図版』12・13。
- (44) 故実書を見ると、宣旨は行の下のほうは細字に書くという作法が載せられているが（『右筆条々』『統群書類従』三十一輯下、二六四頁など）、官宣旨の場合は「下」の字から小さくして右に寄せているので、この作法とは意味合いが異なる。
- (45) 『平安遺文』四五〇三号は『華頂要略』からの転載であるので、林屋辰三郎「御教書の発生」（『古代国家の解体』東京大学出版会、一九五五年、初出一九五〇年）三六二頁に収録されている写真から補訂した。石田茂作他編『園城寺秘宝』（一九七一年）二二三頁にも収録。
- (46) 仁寿四（八五四）年一月一四日付弁官方宣旨（『阿婆縛抄』卷二一三「伝法灌頂日記」、『大日本仏教全書』第六〇巻図像部十、三二四頁）。
- (47) 岡野浩二「九十世紀の官宣旨」（『日本史研究』三八七号、一九九四年）七四頁。
- (48) 佐藤泰弘「倉印と受領の執印」（『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年、初出一九九六年）三一八頁。同論文は栄山寺牒について網羅的な検討を加えている。田所に下された後は、田所の調査結果（しばしば牒の袖に朱書された）に基づいて、牒の奥に免除の可否判定を記した国判が書かれ、寺院側に与えられた。
- (49) 承平五（九三五）年正月一四日付官切下文（史籍集覧本『西宮記』卷十五）。本文中の『西宮記』の引用はすべて同じ。なお前掲註（14）早川著、七三・七七頁、二一八・二二六頁参照。
- (50) 本文中に「彼省」とあることから分かるように、「下……」の部分には弁官が最初から書いていたのであろう。

(51) 史料用語としての官宣旨については、百瀬今朝雄「官宣旨と弁官下文」(『弘安書札礼の研究』東京大学出版会、二〇〇〇年、初出一九八四年)。

(52) 例えば、公式令諸司会式条の額記に「凡被_二官符_一進_二京物_一諸国_一之解文者。先必進_二官_一、官外題下_二可_二物納_一所司_上耳」とあるほか(新訂増補国史大系「令集解」卷卅三、八三四頁)、貞観二(八六〇)年九月一七日付宣旨(新訂増補国史大系「政事要略」卷五一、二六五頁)に「即注_二外題_一、下_二於民部省_一とみえる。

(53) 吉川真司「奈良時代の宣」(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、初出一九八八年)二一三頁・註(四六)。

(54) 前掲註(45) 林屋論文。

(55) 政所政治論・院庁政治論の批判としては、貫達人「撰閣政治」(『図説 日本文化史大系5 平安時代(下)』小学館、一九五七年)、土田直鎮「撰閣政治に関する二、三の疑問」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年、初出一九六一年)、橋本義彦「撰閣政治論」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出一九六八年)など。

(56) 前掲註(38) 古瀬論文、六六頁。

(57) 高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺本古往来・表白集(高山寺資料叢書第二冊)』(東京大学出版会、一九七二年)八九頁、(三〇)。これ以外にも四五頁の「国宣」(六)や五九頁の「仰書」(一五)も参照。なお「謹辞 請御教書事」という書き出しで始まる請文(三一)の内容から、五節の用途進上を命じられているのが奉書の宛所の人物本人であることは明らかである。なお「高山寺古往来」が地方的側面を持つとともに貴族社会に関わる内容も含むことは、

史苑(第七五卷第二号)

奥田勲「高山寺古往来をめぐって―その世界と作者に関する試論」(前掲『高山寺本古往来・表白集』所収)七四―一頁。「えり」は「てえり」と読み、引用の終わりを意味する。「といえり」がつまつたもので、「……ということである」の意。公式様文書に多用される、中世文書や古記録にも利用された。(59) ここで問題にしているのは、奉者に対して宛所となる人物への伝達を命ずる「仰遣」文言であるが、宛所の人物にさらに第三者への指示伝達を命ずる意味での「仰遣」文言と紛らわしいことに注意(中世の論旨・院宣をみると、むしろこちらが一般的な用例である)。

(60) 『朝野群載』巻第七所収の撰政御教書(新訂増補国史大系、一九三頁)。同じく勸学院関係で収録されている長治二(一一〇五)年の勸学院奉幣使差文に(権)右中弁藤原為隆が関与していることから(『中右記』長治二年三月二六日条)、為隆関係文書が利用されていると推定した。藤原忠実が鳥羽天皇の撰政となるのは嘉承二年七月であるから(『公卿補任』、嘉承三(一一〇八)年)から天永四(一一一三)年の間か。為隆関係文書と『朝野群載』の関係は、五味文彦「文士と諸道の世界」『朝野群載』を読み解く(『書物の中世史』みすず書房、二〇〇三年)など。なお為隆が勸学院弁別当であったことは、岡野浩二「氏寺統制と伽藍修造」(『平安時代の国家と寺院』塙書房、二〇〇九年)一一二頁以下。

(61) 科学研究費補助金研究成果報告書「論旨・院宣の網羅的収集による帰納的研究」(研究代表者||近藤成一、一九九九年)。例えば、一―世紀後半に作成されたと考えられる「明衡往来」に収められている奉書には「仰遣」文言は見出し

がたい（石川謙編『日本教科書大系 往来編 第一巻 古往来（一）』、講談社、一九六八年）。但し、『朝野群載』巻四所収の白河上皇院宣は召物院宣であるが、「仰遣」文言がある。

(62) 「醍醐寺文書」。なお前掲註(5) 佐藤著所収【古文書文例図版】16。

(63) 大日本古文書『醍醐寺文書』二四八—一号。なお繪旨への請文も残されている（二四八〇号など）。

(64) 吉川真司「女房奉書の発生」（『律令官僚制の研究』瑞書房、一九九八年、初出一九九七年）四八七頁・註（三二）。

(65) （寛治七年）六月二十七日付堀河天皇繪旨（『青蓮院所藏諸菩薩釈義裏文書』、『平安遺文』補遺二八四号）及び【表】②④など。

(66) 『左経記』万寿三（一〇二六）年十一月一日条。

(67) 鈴木茂男氏は『侍中群要』御修法の「藏人奉_レ仰々_コ遣阿闍梨許_二」という記事の「仰」と、撰関期の「仰書」の用語上の共通性を証明できれば、繪旨の初見を『侍中群要』の成立した九世紀後半に遡らせることができると述べている（鈴木茂男「繪旨に関する覚書」（『古代文書の機能論的研究』吉川弘文館、一九九七年、元は一九六四年提出のレポート）三五四頁）。この点については、儀式における文書の動きとも関わって、今後の課題としては、

(68) 「醍醐寺要書」（『続群書類従』第二七集上）四〇頁。この奉書にみえる醍醐寺三昧堂は「先帝」（朱雀上皇）の持仏堂であり（「醍醐寺要書」（前掲）四〇頁）、藤原佐忠が朱雀天皇の藏人を務め、その退位後も院御厨預としての活動が確認される朱雀院の近臣であることから、朱雀上皇の院宣で

あると判断される。藤原佐忠は、『本朝世紀』天慶八（九四五）年一月一日条に六位藏人、「貞信公記」天慶八年正月八日条・二月一日条に朱雀天皇の中使、『九曆』天慶九年正月一日条に朱雀天皇への奏者、朱雀退位後の『日本紀略』天曆三（九四九）年六月六日条に「院御厨預中務丞佐忠」とみえる。

(69) 延長七（九二九）年七月一日付伊勢国飯野莊大神宮勅注（『古梓堂所藏文書』、『平安遺文』二三三—三三三）に引用されている「宇多院去四月廿五日宣旨」（宇多上皇院宣）。「須らく神宮司に仰せて勅入せしむべきの由、宜しく仰せ遣はずべし」という「院宣」に基づいて、齋宮寮は伊勢太神宮司に寮牒を送っている（「神宮司に仰せて」に該当）、「仰せ遣はず」は「院宣」による齋宮寮への指示伝達自体を指すと解釈できる。この院宣については、山本崇「宇多院宣旨の歴史的前提」（『古文書研究』四八号、一九九八年）参照。

(70) 黒板勝美氏は「書出しに「被某殿仰備」とあるは、宣の様式を襲用せるものにして、公私混淆の跡ありといへども、未だ全く融和するに至らず。そのもと準公文書たることを示すのみ。」としたが（前掲註(2) 黒板論文、一〇五頁。なお前掲註(45) 林屋論文三六九頁も参照、本稿は単なる用語・書式の類似にとどまらず、命令伝達の構造から宣旨と奉書の関連性を論じている。

(71) 土田直鎮「内侍宣について」（『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年、初出一九五九年）二二—三六頁。

(72) 前掲註(35) 五味論文、一一—四頁。前掲註(12) 富田論文、三二—〇頁も参照。本稿は様式論・機能論を組み込み、両氏の見通しを具体化したものでもある。

(73) 前掲註(14) 早川著、三七八頁。

(74) 前掲註(35) 五味論文、一〇七頁も、「下文と奉書との中間的形態」の主旨の分析から同様の指摘をする。

(75) 川端新「荘園制の文書体系の成立まで」牒・告書・下文(『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年、初出一九九八年)。

(76) 前掲註(75) 川端論文、佐藤泰弘「平安時代の国務文書」(前掲註(48) 佐藤著所収)。

(77) 拙稿「院庁下文と国司庁宣」(前掲註(13) 拙著所収、初出二〇〇九年)。

(78) 拙稿「権門裁判における「裁許状」の機能」(前掲註(13) 拙著所収、初出二〇〇九年) 一七八頁。

(79) 『朝野群載』巻第四所収の保安三(一一二二)年一〇月一日付内親王家(同年六月出生の鳥羽天皇皇女の禧子内親王)別納所下文。『朝野群載』は三善為康の自序によると永久四(一一一六)年成立。長承元(一一三二)年以降まで増補。

(80) 康治元(一一四二)年を初見として(『平安遣文』二四八七号)、撰関家も在庁官人を宛所として政所下文を発給するようになる。

(81) 佐藤泰弘「書評 佐藤雄基著『日本中世初期の文書と訴訟』」(『法制史研究』六三号、二〇一四年) 一九七頁。

(82) これは書札様(奉書・御教書)に対して下文は恒常的な効力をもつ公文書であるという鎌倉幕府文書のイメージを平安期に投影したものでないか。なお研究史上、院権力の諸国在庁支配権という議論自体が、鎌倉幕府が公家政権より獲得したとされる諸国国衙在庁・荘園下司惣追捕使進退権の淵源を探る作業の中から注目されるようになって

た点に留意したい。

(83) 前掲註(8) 相田著、九〇七頁。

(84) 玉井力「平安時代の除目について」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年、初出一九八四年) 二八八・二八九頁。

(85) 佐藤泰弘「清胤王書状群の書状と言上状」(前掲註(76) 佐藤著所収、初出一九九九年)。

(86) 橋本初子「別形態の院宣・綸旨——御奉行所候也」という文書について(『史林』六二巻五号、一九七九年) 同「別形態の藤氏長者宣——御奉行所候也」という文書について(『鎌倉遺文研究』六号、二〇〇〇年)。

(87) 前掲註(38) 古瀬論文、五五頁。

(88) 五味文彦「荘園・公領と記録所」(前掲註(35) 五味著所収) 三三三頁。また、源実朝の死後、鎌倉幕府においても同様の様式の文書が作成されたことは、五味文彦「執事・執権・得宗」(『増補 吾妻鏡の方法』(吉川弘文館、二〇〇〇年、初版一九九〇年、初出一九八八年) 二〇五〜七頁)。

(89) 松島周一「後白河院権力による在庁官人の『支配』——院庁下文の検討を通して——」(『日本史研究』三一八号、一九八九年) 四六頁。

(90) 治承四(一一八〇)年の以仁王の令旨は、令旨すなわち親王の意思をうけた奉書形式の文書でありながら、下文形式である。従来は偽文書説や、官宣旨(弁官下文)との類似性からの説明がなされてきたが、諸国源氏という身分的に低い宛所をもつことから説明できよう(五味文彦氏のご教示による)。

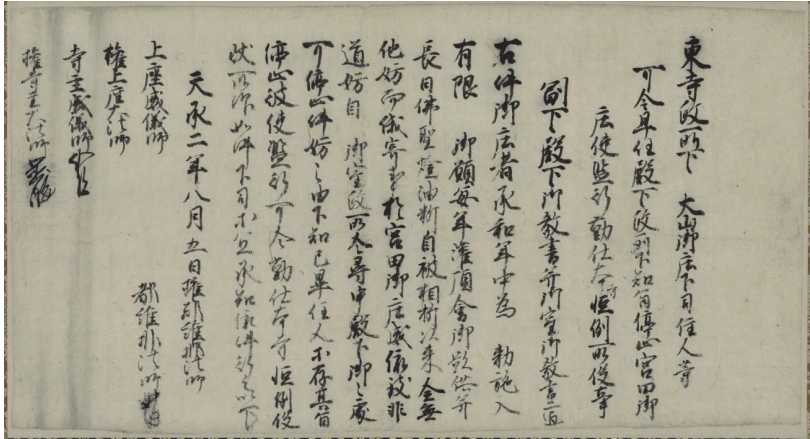
(本学文学部准教授)

左辨官 下東寺
 應言上子細波國司新申寺領管多記郡字大山
 庄田陸拾町外加納公田粟拾餘町奉
 右得彼國守藤原清隆朝自去年十月十五日奉收傳
 在縣官人辭收傳件庄領奉免三町餘內每年見作
 四五段是先例也而去寬治年中左京大夫源顯仲
 卿任爲一國之大事收改造東寺御塔之日佛聖燈油
 新田六十町限四至定晴示雅被始免次守高階爲奉
 朝自任依爲新豆之庄被傳心畢次守藤原教宗朝
 次守藤原朝日忠隆等任重申下官符尚爲許家之
 願頃任本田莊被免以三町餘也而今限山至被一國
 之後押領六十町之條尤爲大許之處其外公田餘町
 押籠處換早以可被傳心已者大納言藤原朝日家忠
 宣奉 勅宜你彼寺令言上件子細者寺生系知
 依宣行之
 保安三年六月九日少史三卷
 中辨藤原朝日

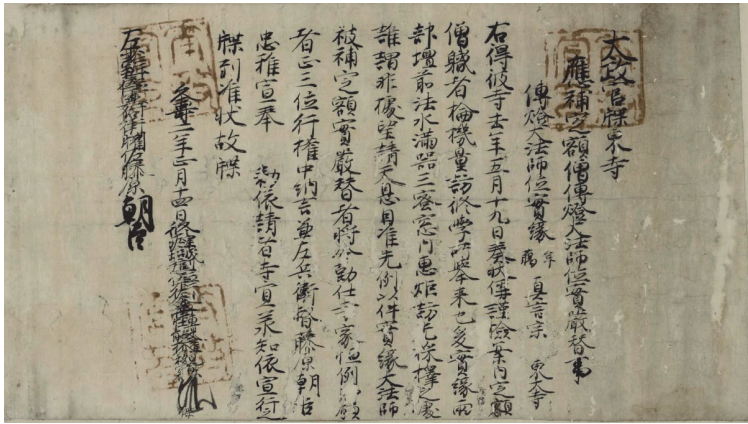
【写真1】保安三（一一二二）年六月九日付官宣旨（「東寺百合文書」こ函5）

右辨官 下東寺
 應七日間令轉讀仁王般若經事
 右項事以降五行失叙或因早懸黎庶苦稼
 一難或緣災人氏也泰稷之將顯况亦
 以陰雲變驟驟雨乎深自拂國蒙之不祥
 占心之禍怍莫若神明之擁護佛德之利益
 可 於竹爲權大納言藤原朝日房直奉
 於波寺燈十口淨侶七箇日之間轉讀仁王
 於經忍止高羊舞速添陽高光垂水又散數日之
 敬矣議益正四時之氣候遂而五日風不鳴
 十日雨不破塊百穀豐稔仰一天之太平奉并
 釐成普萬國之歡樂者其施供新依例行之者
 寺宜承知依宣行之
 長祿四年六月九日大東櫻標
 少辨藤原朝日

【写真2】長祿四（一四六〇）年六月九日付官宣旨（「東寺百合文書」こ函103）



【写真3】天承二（一一三二）年八月五日付東寺政所下文（「東寺百合文書」せ函3）
 * 「官宣旨」とは異なり、「下」字の下に空白あり。



【写真4】久寿二（一一五五）年正月十四日付太政官牒
 （「東寺百合文書」せ函太政官牒補任3）

* 【写真1】～【写真4】は「京都府立総合資料館所蔵 東寺百合文書」である。
 「東寺百合文書WEB」（<http://hyakugo.kyoto.jp/>）掲載の画像を加工して利用した。

【表】(第三章)
撰開期の主要古記録にみる「仰書」

	出典	様式	年月日	発給者	宛先	表現	備考
1	貞信公記	(書状) 天慶8・4・24	945	(朱雀天皇)	(天台座主)	仰書	明日、延暦寺西階で仁王經御誦經を行くよう藤原敦敏(左近衛少将、藏人)を以って「仰書」を座主(義母)の許に馳せ上らす
2	権記	(書状) 長徳4・12・13	998	一条天皇		仰書	藏人頭藤原行成が諸社御誦經(大般若・法華經)について論旨を奉じて諸僧綱のもとに仰せ遣わす(「仰書旨等在別」)
3	権記	(書状) 長保2・5・8	1000	藤原道長	興福寺別当	書仰旨	興福寺使の運行を阻止するよう興福寺別当に「仰せを遣はすべし」という藤原道長の命令を受けて、藤原行成が「仰旨」を書き、忠親に託して興福寺に「下し遣は」す(長者宣)
4	権記	(書状) 長保2・10・25	1000	一条天皇	天台座主	仰書	天台座主寛慶に対して職盛光法の奉任を求める
5	権記	(書状) 長保3・1・16	1001	一条天皇	天台座主	仰書	御修法の実施について
6	権記	書状 長保3・10・1	1001	一条天皇	藤原行成	仰書	藏人所の御藏小舎人時正が「殿上の樂日記を獻ぜよ」という内容の藏人濟政朝臣の「書状」(「仰書也」)を伝える。
7	権記	(宣旨) 寛弘2・3・26	1005	左大臣		仰書	頼貞朝臣を宮侍別当に補任する宣下は去二十日であったが、左大臣に申して「仰書」を下した
8	小右記	(書状) 長和2・3・12	1013	皇太后	藤原資平	女房仰書	皇太后(藤原彰子)が藤原実資の病を訪うために養子資平に送った
9	小右記	長和2・8・8	1013	齋院	女房仰書	女房仰書	高亮(常子内親王)が齋院(蓮子内親王)の車を借りたことと右大弁(藤原朝経)の消息があったので、齋院女房仰書を添えて「了解の返事をした
10	御堂閼白記	(書状) 長和2・10・16	1013	道長	国司	仰書	佛朝僧念救が父母のいる土佐国に下向するため「土佐守季隨の許に仰書」を請うたので給った
11	小右記	長和4・⑥・14	1015	敦明親王		仰書	敦明親王家人安部真弘が「宮仰」と称して自ら「仰書」(師通朝臣の名を書く)を書いて従者を以って処々へ遣わして備中守知光、尾張守経国から物を請取しようとした
12	小右記	宣旨 寛仁3・5・9	1019	藤原実資		仰書	法性寺座主僧都慶命(11・8によれば彼院別当)が東北院供僧の補任について「例文」紛失のため実資の「仰書」を請う
13	小右記	宣旨 寛仁3・5・15	1019	藤原実資		仰書(引用)	東北院供僧補任の仰書を遠江守兼成(奉者)を以って書き下す(右被仰云…者)
14	小右記	宣旨 寛仁4・11・8	1020	藤原実資		仰書(引用)	東北院供僧補任の仰書を雅楽頭兼成(奉者)を以って書かした、彼院別当慶命の許に左衛門尉式光が来て「只今可亂参」という入道殿(道長)の仰せ(藤原隆佐の仰書)を伝える
15	小右記	(書状) 万寿1・10・26	1024	藤原道長	藤原実資	仰書	藤原信が仰せを奉じて沙金廿両を送る
16	左経記	書状 万寿3・7・17	1026	藤原頼通	大宋国商客 周良史	仰書	* 『奉記』万寿三年六月二十四日条に引用、但し奉書文言なし
17	左経記	(宣旨) 長元5・5・8	1032	前齋院蓮子 内親王		仰書	別当以下所望の輩がいれば早く「書き下」すようにという前齋院の「御消息」に従って「仰書」を作成